

「京都市元新道小学校跡地活用事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第 2 類事業※）

- ※・建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業
 ・建築物の延べ面積が 2,000 m²以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。

	京都市元新道小学校跡地活用事業
令和 3 年 7 月 30 日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
8 月 11 日	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・ 市民意見募集の開始
8 月 26 日（本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
9 月 10 日	・ 縦覧終了 ・ 市民意見募集の終了
9 月中	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
（以降）	・ 答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口）
	事業者から配慮書の提出
	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） (環境影響評価手続の終了)

(参考) 環境影響評価（計画段階環境配慮）の手続の流れ

